

# 相続手続き ～名義変更編 有価証券～

今回は、株式の手続きについてです。上場株式の場合、いわゆるネット証券会社も含めて年に数回、取引報告書が送られてきます。まずは口座のある証券会社をつきとめるところから始めましょう。どこの証券会社に口座を持っているかがわかれば、残高証明書等を取り寄せて、どの銘柄を保有しているかがわかります。

## 1 上場株式の名義変更

上場株式は通常証券会社を通して取引が行われますので、口座のある証券会社と株主である会社の両方に対して名義変更手続きが必要となります。証券会社に被相続人が亡くなった旨を連絡し、まずは口座の名義変更手続きを依頼します（証券会社により多少書類が異なります）。



### ① 口座の名義変更に必要な書類

- ・名義変更届（証券会社所定のもの）
- ・同意書（取引口座の引き継ぎを相続人全員が承諾したという書類。証券会社所定のもの）
- ・相続人全員の印鑑証明書、故人・相続人の戸籍謄本等
- ・源泉分離課税または申告分離課税に関する死亡届出書

### ② 株主名簿の名義変更

被相続人が100銘柄を持っていたら、その100社に対して株主名簿の名義変更手続きをする・・・のは大変ですね。通常は証券会社が代行して手続きをしてくれます。株主名簿とは、文字通り誰が自分の会社の株主であるかを把握するための名簿で、この名簿に載っている株主に対して議決権を与え、配当金を支払います。ちなみに上場会社の場合、毎日株主名簿を更新しているのではなく、配当金権利確定の基準日のみこの株主名簿を作成しているようです。



## 2 非上場株式の名義変更

同族会社の場合、株主＝役員等の会社関係者であることが多いと思いますが、一般的には株主が亡くなったことや相続したことを証明する書類（遺言書・分割協議書）を会社に提出し、名義変更手続きを依頼します。株券を発行・不発行により手続きも異なりますね。

## 3 出資金の名義変更

親切な信用金庫や信用組合であれば、預金等の残高証明を依頼した時に出資金があることを教えてくれるでしょう。また、通帳に記載される『出資配当』等の履歴（6月）からもわかります。相続人はこの出資金を名義変更して引き継ぐのか、払い戻しを受けるのか選択します。引き継ぐ場合には、出資証券名義書換請求書（各金融機関所定のもの）に、相続人の印鑑証明・戸籍謄本等の書類を添付して名義を書き換えます。内緒ですが、お互いの手間を省くために（？）信用金庫等が被相続人名義のまま譲渡を承認してくれる場合もあるとか。チャレンジしてみる価値はありそうです。

## 4 国債の名義変更

最近、個人向け国債も広く浸透しているようです。被相続人がこの国債を持っていた場合は名義変更が必要なのですが・・・もうおわかりですね。銀行・証券会社・ゆうちょ銀行などで記名国債証券記名変更請求書（郵便局等で交付）なる書類に被相続人や相続人の戸籍謄本・印鑑証明書等を添付して名義変更の手続きをすることになります。